

学士以上の学位を資格取得要件とすることについて

報告書（文化審議会国語分科会）での記載

- ・令和2年3月「日本語教師の資格の在り方について（報告）」では、資格取得要件として「学士以上の学位」が必須とされている。
- ・理由としては、グローバル化が進展する時代において、多様な国籍、背景、ニーズを持つ外国人等と向き合い、対応できる日本語教師には幅広い教養と問題解決能力が必要であることが挙げられている。

課題点

- ・しかし、学士以上の学位を資格取得要件とするには、以下の法制的な観点からの課題が存在する。

日本語教師が必要とする幅広い教養と問題解決能力は必ずしも大学・大学院のみで培われるものではない。

閣法で成立した他の名称独占国家資格の例を見ても、学士以上の学位を必須の資格取得要件にしているものは存在しない。

法律上、学士以上の学位を資格取得要件とする必要性があるか。学士以上の学位を要件とすることを希望する教員採用機関が採用時の要件として課せば良く、国家資格の取得の時点で門戸を狭める必要はあるのか。

- ・加えて、社会や学習者の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、様々な知識・経験を持っている者が日本語教師として関わっていくことが望ましいのではないかとの指摘もある。
- ・また、地域の日本語教室等で教える者のうち学士以上の学位を有しない者も少なからず存在し、これらの教室等に学士以上の学位を有する公認日本語教師を配置することは現実的に難しく、日本語教師の量・多様性を確保する観点からも、学士以上の学位を資格取得要件とすることに疑問が残る。

修正（案）

- ・以上のことから、「学士以上の学位」を資格取得要件からは外してはどうか。（学士以上の学位が必要な機関は採用時の基準として設けるべき）